

山梨県公報

第千八百二十六号

平成二十年

一月三十一日

木曜日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定……………四三
 道路の区域決定……………四三
 道路の区域変更……………四三
 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………四四
 土地改良区役員の退任……………四四
 基本測量の終了……………四四
 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………四四
 開発行為に関する工事の完了について……………四五
 教育委員会……………四五
 山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民俗文化財の指定……………四五

告示

山梨県告示第三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年五月二十五日農林水産省告示第七百五十二号(一)に係るものに限る。(、昭和五十九年一月二十六日農林水産省告示第二百四十三号、昭和五十九年四月十九日農林水産省告示第八百五号、昭和六十年五月十四日農林水産省告示第七百五十号(二)に係るものに限る。(、昭和六十年七月二十三日農林水産省告示第千二百二十四号(二)に係るものに限る。(、昭和六十二年四月十六日農林水産省告示第四百四十

号、昭和六十三年十二月十二日農林水産省告示第九百九十七号(一)に係るものに限る。(、平成元年十一月十六日農林水産省告示第五百二十一号、平成六年九月十三日農林水産省告示第千二百八十五号(一)に係るものに限る。(、平成十二年一月十三日農林水産省告示第三十六号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。(

山梨県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 富士吉田山中湖自転車道線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|-----|
| 南都留郡山中湖村平野二六四三番地 先から 南都留郡山中湖村平野二四四一番の 一地先まで | 五・五、 一六・七 | 一一一六・〇 | |

山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の一地先から 甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の一地先まで | 新 | 旧 | 九・六〇 三三・六 | 一八〇・〇 |
| | 一〇・七〇 六一・五 | 一四・三〇 二二・八 | 二四・〇 | |
| 甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の一地先から 甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の一地先まで | 新 | 旧 | 一四・三〇 三三・六 | 二四・〇 |
| | 一四・六〇 二六・九 | 一九・六〇 三一・八 | 九〇・〇 | |

山梨県告示第三十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|---------|---|
| 県道 | 甲府市川三郷線 | 甲府市国母七丁目一〇〇〇番の一地先から 中巨摩郡昭和町西条字神屋一一八番地先まで |

公 告

● 土地改良区役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-------|--------------|--------------|
| 理事 | 石井 丑蔵 | 韮崎市神山町鍋山一七五九 | 平成十九年十二月三十一日 |

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十年一月十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 二 作業期間 平成十九年五月七日から同年十二月二十八日まで
- 三 作業地域 西八代郡市川三郷町

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 組合の名称

富士吉田市中丸土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所都市整備課内

三 施行地区

富士吉田市小明見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部

四 設立認可の年月日

平成十六年一月八日

五 変更後の事業施行期間

平成十五年度から平成二十四年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十年一月三十一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年一月三十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町築地新居字村前五五の一四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市長吉田四千四百二十九デュオスカーラ一番館一〇一号 大森啓庁

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項及び第二十六條第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民俗文化財として指定する。

平成二十年一月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 興石 順一

有形文化財の部 建造物

| 名称 | 員数 | 構造及び形式 | 所有者 | 所有者の住所 | 所在の場所 |
|------------------|----|---|-----------|-------------------------|--|
| 旧外川家 住宅 主屋 | 三棟 | 桁行一〇・九七メートル、 梁間七・三一メートル、一 重、切妻造、鉄板葺。西側 正面に式台玄関及び中の口 式台桁行一・五一メートル、 梁間三・六六メートル、寄 棟造、鉄板葺。北西側に勝 手・台所、東側に入側縁、 北側に下屋附属 桁行一・八二メートル、 梁間七・二八メートル、一 重、切妻造、板葺（現・鉄 板葺）。東西各面に入側縁、 北面に下屋附属。主屋との 間に渡り廊下桁行四・五七 メートル、梁間二・九四メ ートル 薬医門、桁行二・二八メー トル、梁間一・三七メー トル、切妻造、板葺（現・鉄 板葺） 附・棟札一枚 尖頭型主屋祈禱札「明 和五歳子今月今日 祀 官小佐野官治」の記の あるもの ・家相図一枚 「明治廿年十二月上流 小俣興齋撰」の記の あるもの | 富士吉 田市 | 富士吉田市中丸 吉田一八四二 番地 | 富士吉田市 上吉田三丁 目五〇一番 一、五〇四 番一 |
| 中門 | | | | | |
| 離座敷 | | | | | |

| | | | |
|--|------------------|--|--|
| | | | |
| | 宅地 二〇二八・六八平方メートル | | |
| | 五〇一番一、五〇四番一 | | |
| | | | |
| | | | |

二 無形民俗文化財の部

| | | |
|-------|----------|----------|
| 名称 | 保持団体 | 所在地 |
| 吉田の火祭 | 吉田の火祭保存会 | 富士吉田市上吉田 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番